

独立監査人の監査報告書

令和2年6月 15 日

学校法人みやまの森学園

理事会 御中

久松公認会計士事務所

長崎県大村市

公認会計士

久松清考



監査意見

私は、私立学校振興助成法第 14 条第3項の規定に準じた監査報告を行うため、学校法人みやまの森学園の令和元年度(平成 31 年4月1日から令和2年3月 31 日まで)の計算書類、すなわち、資金収支計算書(人件費支出内訳表を含む。)、事業活動収支計算書、貸借対照表(固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。)、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠して、学校法人みやまの森学園の令和2年3月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

監査報告書

令和 2 年 5 月 27 日

学校法人みやまの森学園
理事会 御中
(評議員会 御中)

監事 久保 邦人 

監事 平野 博 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人みやまの森学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の学校法人業務又は財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上